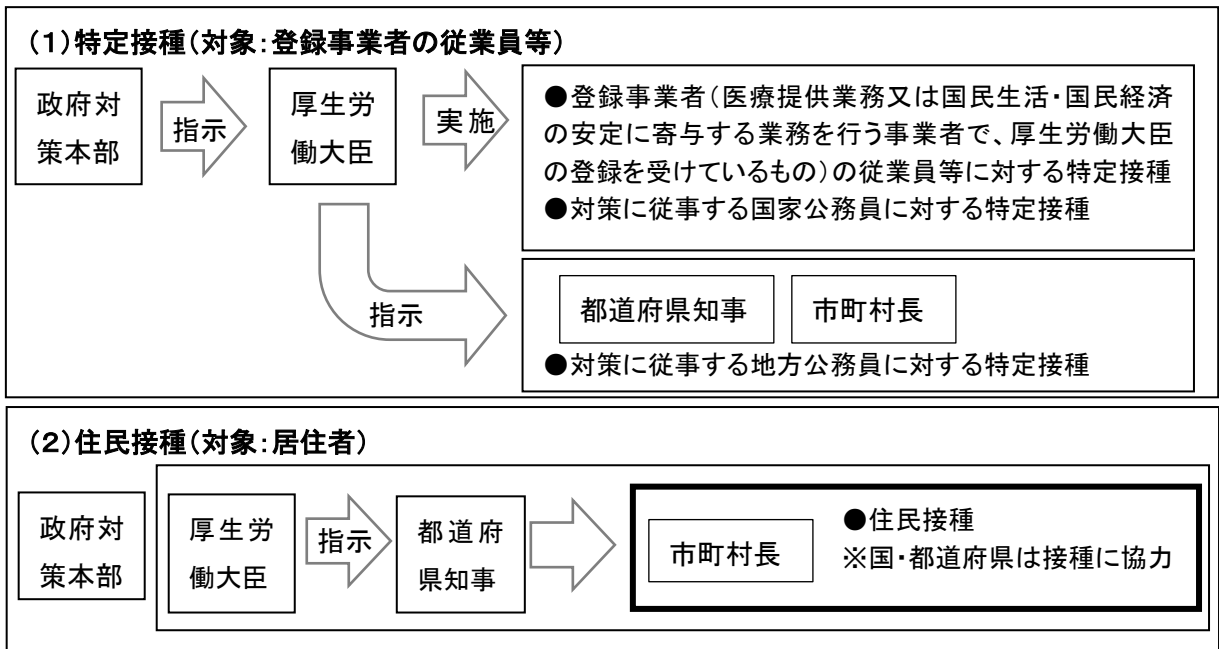


## 1. 習志野市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく住民接種マニュアルの策定について

### 1. 予防接種の目的

個人の発病や重症化を防ぐことで、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめる。

### 2. 予防接種の実施方法



### 3. 住民接種の接種対象者の分類と接種順位

発生した新型インフルエンザ等の病原性を踏まえて、基本的対処方針等を諮問委員会に諮ったうえで、政府対策本部が接種順位を決定する。

#### 【接種対象者】(4群に分類)

- ①医学的ハイリスク者
  - (1)基礎疾患を有する者
  - (2)妊婦
- ②小児
- ③成人・若年者
- ④高齢者(65歳以上の者)

### 4. 住民接種マニュアルの構成(案)

構成	掲載内容
1. 住民接種の位置づけ	①住民接種とは ②法的・行動計画の位置づけ
2. 住民接種体制に関する基本的な考え方	①対象者 ②実施方法(個別・施設・地域)
3. 接種区分対象者と接種体制	対象者の把握方法と対象者見込み数
4. 接種スケジュール案	スケジュール案
5. 実施にむけた体制整備 (具体的な実施体制)	①未発生期(対象者の把握、会場等事前協議) ②海外発生期以降(実施体制の決定)

### 5. 検討スケジュール(案)

①	令和4年度第1回審議会	令和5年2月13日	諮問及び住民接種に関する審議
②	令和5年度第1回審議会	令和5年未定	マニュアル案の審議
③	令和5年度第2回審議会	令和5年未定	答申案・マニュアル案の審議